

千葉市公告第 2 8 9 号

一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和 7 年 4 月 1 4 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 一般競争入札（電子入札）に付する事項

（1）調達物品及び数量

ア 電気自動車（軽乗用） 1 8 台

イ 電気自動車（軽貨物） 1 5 台

（2）調達物品の特質等

仕様書のとおり

（3）納入期限

令和 8 年 3 月 3 1 日

（4）納入場所

ア 管財課他 4 か所

イ 管財課他 8 か所

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（1）令和 6 ・ 7 年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者

イ 当該開札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 6 0 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に違反している者

(3) 公告日から遡って5年の間に、車両を納入した実績を有するものであること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班

電話 043-245-5089

4 入札参加手続

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請期間内に、前記3へちば電子調達システムによる電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出資料を添付し、入札参加申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、前記3の契約事務担当課が指定する申請書類を次の提出資料とあわせて入札参加申請期限内に郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより、前記3へ提出すること。

(1) 入札参加申請期間

公告の日の翌日から令和7年5月8日（木）午後5時まで

(2) 提出資料

公告日から遡って5年の間に、車両を納入した実績を証する契約書等（写し）

5 入札説明書の交付

千葉市「入札情報等」ポータルページ (<https://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujoho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「物品」のリンクからダウンロードすること。

6 入札及び開札等

(1) 入札期間

令和7年5月21日（水）午前9時から令和7年6月2日（月）午後5時まで（電子入札システムの運用時間内に限る。）

(2) 開札日時

令和7年6月3日（火）午前9時頃

(3) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所6階契約課入札室（立会い不要）

(4) 入札方法

総価で行う。入札内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札が認められた場合は、入札書（様式第 1 号－ 3）及び入札内訳書を、書留郵便による郵送又は持参により、前記 3 へ入札期間内に提出すること。（入札期間内に到着しない場合は失格とする。）

紙入札による場合、入札書等は二重封筒（内封筒及び外封筒）により提出すること。内封筒には必ず、調達案件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、封かんすること。外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。

（５）入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則（昭和 4 0 年千葉市規則第 3 号）第 8 条に該当する場合は、免除とする。）

（６）落札者の決定方法

千葉市契約規則第 1 0 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（７）無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 電子入札約款（平成 2 4 年 4 月 1 3 日施行）第 7 条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第 8 条各号に該当する入札は、失格とする。

ウ 入札約款第 6 条において無効と定める入札は、無効とする。

エ 入札内訳書に不備がある入札は、無効とする。

（８）入札結果の通知方法

落札者を決定後、速やかに電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。また紙入札を行った者が落札者となった場合は、電子メールにて落札者決定通知書を送付する。

（９）辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、入札辞退届を前記 3 へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札辞退届を、商号又は名称及び調達案件名を記載した封筒に封かんした上で、郵送又は持参により前記 3 へ提出すること。

（１０）再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

ア 再度入札の回数は、2回とする。

イ 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

ウ 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの、再度入札の期間及び開札の日時を記載した「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

7 苦情申立て

入札参加資格の有無の確認その他の手続に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月1日適用）により、千葉市入札適正化・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に対して苦情を申し立てることができる。

8 契約締結等の停止等

（1）この調達に関し、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合には、契約手続の停止等があり得る。

（2）契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

9 その他

（1）この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

（2）入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

（3）契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

（4）契約書作成の要否 要

（5）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（6）契約条項等については、千葉市財政局資産経営部契約課で閲覧できる。

（7）前記2（1）に該当しない者が、競争入札に参加するためには、令和7年5月8日（木）までに千葉市財政局資産経営部契約課において、当該入札参加資格の認定を受け、かつ、前記3の契約事務担当課において入札参加資格確認の申請をしなければならない。

（8）詳細は、入札説明書による。

10 Summary

（1）Nature and quantity of the products to be purchased:

18 Electric Light Vehicles (passenger use)

15 Electric Light Vehicles (commercial use)

（2）Bidding period:

9:00AM May 21, 2025 to 5:00PM June 2, 2025

(3) Date and time to open submitted bids:

9:00AM June 3, 2025

(4) Contact point for the notice:

Second Contract Section, Contract Division, Asset Management Department,

Finance Bureau, City of Chiba

1-1 Chibaminato, Chuo-ku, Chiba

260-8722, JAPAN

Tel. 043-245-5089

(5) Note

All procedures will be conducted in Japanese only.